

軽自動車等の所有者(使用者)や 定置場等変更に係る手続きのお願い

軽自動車税種別割は、4月1日現在定置場として
いる市町村から車両の所有者に対し課税されます。
適正な課税のため、車検証や納税通知書の記載内
容を確認し、所有者(使用者)の死亡や譲渡による
名義変更、転出や転入による住所や定置場の変更等
について届出をお願いします。

※変更の届出先は車両の種類によって異なります。

①原動機付自転車(125cc以下のバイク)およ び小型特殊自動車(農耕作業用等)

▷届出先 税務課 ☎43-7505
金浦市民サービスセンター、市民課市民
サービス班

②軽自動車

▷届出先 秋田県軽自動車協会 ☎018-896-6811
本荘自動車協会(車検場) ☎22-2113

③軽二輪、小型二輪

▷届出先 秋田運輸支局 ☎050-5540-2012

水道管工事による通行止めについて

上下水道課では、11月1日に次の工事を発注してい
ます。工事にともない車両全面通行止めとなりますので
ご協力をお願いします。

- ▷工 事 名 砂エゴ線水道管耐震化更新工事
▷工事期間 3月21日(金)まで
▷通行止め区間 右図のとおり
▷通行止め時間 8:00~17:00
▷受注業者 株式会社兼松工務店

水道メーター検針員募集

- ▷募集人数 1人
▷対 象 毎月期間内に検針可能な方
▷契約期間 2月1日~3月31日(更新あり)
※1月は引き継ぎ期間となります。
▷応募方法
市販の履歴書に写真を貼付し、朱書きで「メー
ター検針員採用応募」と記入した封筒に入れ提出

検針地域	検針件数(平均)	検針期間	検針単価(1件あたり)
象潟地域	360件	毎月23日~29日	水道メーター 80円 控除メーター 67円 除雪料(冬季) 59円 チラシ配布 10円

就学援助

問 学校教育課 ☎38-2266

経済的理由により小・中学校就学が困難な児童・
生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部(学
用品費、給食費、修学旅行費等)を支援します。経
済的に困り事のある方は申請を検討ください。

来年度、小・中学校に入学する児童・生徒がいる
保護者で1月中に申請し、認定された場合は3月中
に入学支援金を支給します。

- ▷受付期間 1月6日(月)~2月28日(金)
▷申請書類 学校教育課、税務課市民サービス班、
金浦市民サービスセンター、市民課市
民サービス班で配布
▷提 出 先 学校教育課
(提出時に面談をして家庭状況等を確認
します。)

※すでに認定を受けている
家庭は手続不要です。



問 上下水道課 ☎74-7090



国民年金

問 本荘年金事務所 ☎24-1111
市民課 国保年金班 ☎32-3032

~新成人の皆さんへ~ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの
生活を現役世代みんなで支えようという考えでつく
られた仕組みです。また、国民年金は20歳以上60
歳未満のすべての方に加入することが義務付けられ
ています。

《国民年金のポイント》

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、
保険料を納める制度です。国が責任をもって運営す
るため安定していますし、年金の給付は生涯にわた
って保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金は、年をとったときの『老齢年金』のほ
か、病気や事故で障がいが残ったときなどに受ける
ことができる『障害年金』や、加入者が死亡した場
合にその加入者により生計を維持されていた遺族
(「子のある配偶者」や「子」)が受けることがで
きる『遺族年金』があります。

《「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」》

◎学生納付特例制度

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が
一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納
付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、
大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修
学校および各種学校(修業年限1年以上である課
程)、一部の外国大学の日本分校に在学する方です。

◎納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者
の所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保
険料の納付が猶予される制度です。

「にかほ市地域防災計画(案)」に関するパブリックコメントの実施

市では、防災活動の総合的・計画的な推進を図り、市民の生命と財産を保護することを目的に「にかほ市
地域防災計画」を定めていて、今年度に計画を改訂します。このたび、改訂案がまとまりましたので皆さん
からのご意見を募集します。

- ▷計画の名称 にかほ市地域防災計画
▷資料の閲覧 ・電子データ…市HP
・紙冊子…防災課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班

▷資料閲覧・意見提出期限 1月15日(水)

▷意見の提出方法 持参、郵送、FAX、メールで、氏名・住所・電話番号を明記のうえ下記に提出

▷提出場所および問合せ 〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 防災課
☎43-7504/FAX43-5707/✉bousai@city.nikaho.lg.jp

